

東北電力フロンティア光（スタンダードプラン）ルーターレンタルサービス 利用規約

第1章 総則

第1条（利用規約の適用）

1. 東北電力フロンティア光（スタンダードプラン）ルーターレンタルサービス利用規約（以下、「本利用規約」といいます。）は、東北電力フロンティア株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する東北電力フロンティア光（スタンダードプラン）に付随して、「ルーターレンタルサービス」の名称で提供されるサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。本サービス及び本利用規約に関連して当社が別途定める注意事項及び当社からの通知事項（以下、本利用規約と併せて「本利用規約等」といいます。）は、本利用規約の一部を構成するものとします。
2. 本サービスの利用条件の詳細については、別紙1の「本サービスの詳細」に定めるものとします。また、本利用規約等に定めるものを除き、当社が別途定める「東北電力フロンティア光（スタンダードプラン）各種サービス利用規約」（以下、「原利用規約」といいます。）の規定が適用されるものとし、本利用規約等と原利用規約の規定が矛盾抵触するときは、本サービスの利用に関する限り、本利用規約等の規定が優先して適用されるものとします。
3. 本利用規約で使用する用語は、別段の定めのない限り、原利用規約で使用する用語と同様の意味を有するものとします。
4. 本サービスの契約者は、本利用規約等を読み、理解し、同意した上で本サービスを利用するものとし、本利用規約等の内容を遵守するものとします。

第2条（本利用契約の成立）

契約者は、東北電力フロンティア光（スタンダードプラン）の申込みと同時に又は申込み後に、本サービスを、当社が指定する方法により申込みものとし、当社が申込みを承諾した時点で、本利用契約が成立するものとします。

第3条（ルーターの引渡し）

1. 当社は、契約者に対して、本利用契約の成立後、当社が指定するルーター1台を送付し、貸し出します。
2. 契約者は、前項に基づいて借り受けたルーターの変更、交換等を行うことはできないものとします。ただし、本利用規約第9条第1項の場合はこの限りではありません。

第4条（ルーターの使用）

1. 契約者は、ルーターを、善良な管理者の注意をもって使用、保管するものとし、東北電力フロンティア光（スタンダードプラン）の利用以外の目的で使用してはならないものとします。
2. 契約者は、ルーターの使用に必要な通信機器等を、自己の責任と負担において準備し、設定するものとします。

第5条（レンタル料金の支払）

1. 契約者は、当社に対して、毎月、当社が別途定めるルーターのレンタル料金を支払うものとします。
2. 前項に定めるルーターのレンタル料金は月額とし、本サービスの利用契約の成立日を含む月から発生するものとします。この場合において、契約者の責めに帰すべき事由に基づいてルーターの到着が遅れた場合でも、当社はレンタル料金の発生の基準となる日を変更しないものとします。
3. 当社は、本サービスの利用契約の成立日にかかわらず、ルーターのレンタル料金を日割りしません。
4. 契約者は、本サービスの利用期間中にルーターを利用することができない事態が生じた場合でも、かかる期間中のレンタル料金の支払義務を免れないものとします。

第6条（利用期間）

本サービスの利用契約の契約期間は1ヶ月とし、第7条各項に定める本サービスの利用契約の終了原因が生じない限り、1ヶ月ごとに更新されるものとします。

第7条（本利用契約の終了）

1. 次の各号に定めるいずれかの事由が生じた場合、当該事由が生じた日の属する月の末月をもって終了するものとします。
 - (1) 契約者が本サービスの利用契約の解約を希望し、当社が指定する手続に従い、当社に対して解約の手続を行った場合
 - (2) 東北電力フロンティア光（スタンダードプラン）の利用契約が終了した場合

第8条（ルーターの返却）

1. 本利用契約が終了した場合には、契約者は、当社に対して、当社が指定する方法に従ってルーターを返却するものとします。この場合の返却にかかる費用は契約者が負担するものとします。
2. 本利用契約の終了後に、契約者がルーターの返却を怠った場合には、契約者は、当社に対し、契約期間に関わらず、以下の機器損害金を支払うものとします。
ルーターレンタルサービス 機器損害金 ルーター1台ごとに 6,000円（不課税）

第9条（ルーターの修理等）

1. ルーターが故障し、破損し、滅失し又は使用不能になった場合、契約者は、当社に対してルーターの修理又は交換を依頼することができます。
2. ルーターの故障、破損、滅失又は使用不能が契約者の責めに帰すべき事由に基づく場合、契約者は、当社に対し、第8条第2項に定める端末損害金及び修理又は交換に要した費用を支払うものとします。

第10条（禁止行為）

契約者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に該当する行為をしてはならないものとします。

- (1) ルーターを第三者に転貸し、又は使用させること。
- (2) ルーターを改造すること

(3) ルーターに質権又は譲渡担保権を設定する等、ルーターの所有者でなければできない行為をすること

第11条（本規約の変更等）

当社は、本利用規約等を変更する場合、書面の交付、又はこれに代えて電子メールの送信もしくは本サービスに関するホームページでの表示により、変更内容を告知するものとし、契約者は、書面の交付に代えて、電子メールの送信もしくはホームページにおける表示によって当社が変更内容を告知し、説明することにつき予め同意するものとし、変更後の本利用規約等は、本サービスに関するホームページにおいて変更が効力を生ずる日として指定された日から有効になるものとし、変更後の本サービスの利用条件は変更後の本利用規約等によるものとし、

以上

附則

・本利用規約は2023年10月12日より実施します。

別紙1：本サービスの詳細

1. 本サービスの内容

<定義>

「ルーターレンタルサービス」は、東北電力フロンティア光（スタンダードプラン）の契約者に対して、IPv6 サービスに対応したルーターをレンタルするサービスです。

※ IPv6 サービスについては、当社が別途定める「IPv6 サービス 重要事項説明」をお読みください

2. 本サービスの注意事項

- ・当社が貸与するルーターについて、契約者はメーカー、型番等の指定はできないものとします。
- ・ルーターの製品保証開始日は、お客さまマイページに記載の「ご利用開始日」となります。ただし、「ご利用開始日」を過ぎて本サービスの利用を開始した契約者は、保証開始日が異なる場合があります。
- ・ルーターに不具合がある場合、契約者はルーターのメーカー窓口に直接連絡をし、メーカーが定める保証期間においてサポートを受けるものとします。
- ・本サービスの解約時、契約者がルーターを返却いただけなかった場合は、契約者に端末損害金としてルーター1台ごとに6,000円（不課税）を請求いたします。ただし、当社の判断により、契約者のルーター返却義務が不要とした場合は、端末損害金を請求しない場合があります。

3. 本サービスの利用方法

(1)本サービスの利用は、当社が運営する下記の受付窓口までご連絡ください。

東北電力フロンティア光（スタンダードプラン）光サポートセンター
TEL 0120-767-765

受付時間 9:00～18:00（日曜日、年末年始および当社指定のメンテナンス日を除く年末年始を除く）

(2) ルーターに不具合がある場合、契約者はルーターのメーカー窓口に直接連絡をし、メーカーが定める保証期間においてサポートを受けるものとします。

4. 料金等について

(1)月額利用料金

東北電力フロンティア光（スタンダードプラン）ルーターレンタルサービス
：330円（税込）/月額

(2)解約違約金

解約時の違約金は発生しません。

(3)機器損害金

ルーター1台ごとに6,000円（不課税）。

以上